

熊本県中学生吹奏楽新人コンクール実施規定及び審査規定(案)

(総則)

第1条 本規定は、熊本県吹奏楽連盟が主催する「熊本県中学生吹奏楽新人コンクール」(以下、新人コンクール)の実施および審査に関連する事項を定める。

第2条 新人コンクールは、次の各項を目的として開催する。

- (1)本連盟に加盟する団体の中学1・2年生を中心に、次年度の吹奏楽活動を担う児童生徒に演奏機会、年間目標の1つを提供することで、各団体における活動の活性化、演奏技術の向上、相互交流の促進等に資することを目的とする。
- (2)前項の目的を達成するため、中学校同士の合同や小学生との合同等を幅広く認め、中学2年生以下の児童生徒の参加の便宜を図る。
- (3)同じく第1項の目的達成のため、選曲や演奏形態等に可能な限り制限を設けず、加盟団体の児童生徒に多様な演奏経験の場を提供することを目指す。

第3条 その他、本事業の目的および意義に係る事項については、下記実施規定および審査規定の見直し等を含めて、その都度、理事長が判断する。

(実施規定)

第4条 部門は1部門とし、演奏人数等によるパート分けはしない。

第5条 演奏人員は3名以上とし、上限は設けないが、理事長判断で制限する場合もある。

第6条 参加資格は、加盟団体の中学2年生以下の児童生徒から成る団体であること。

第7条 中学3年生以上が含まれる場合は、失格とする。

第8条 原則として中学生中心の団体を参加対象とするが、合同(小学生の参加を含む)は制限しない。ただし、参加する児童生徒は加盟団体に所属すること。

第9条 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出場することはできない。

第10条 指揮者については、これを特に制限しない。

第11条 演奏は、自由曲1曲で8分以内とする。

第12条 使用楽器および編成は、原則自由とする。

第13条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から許諾を受けなければならない。

第14条 出場順は、代表者会において抽選で決定する。

第15条 審査員は、事業委員会において検討し、理事長が委嘱する。

第16条 審査員は原則として5名とする。

第17条 次の場合は、失格となる。

- (1)定められた演奏時間をオーバーした場合
- (2)中学3年生以上の生徒が出場した場合
- (3)上記1項・2項以外に、本規定に定める事項に違反した場合

(4)その他、理事長が公正な大会の実施を妨げると判断した場合

(審査規定)

第18条 審査は技術・表現を各10点とし、審査員5名の合計100点満点でおこなう。

第19条 評価は絶対評価とし、75点以上を金賞、60点以上74点以下を銀賞、59点以下を銅賞とする。

第20条 合同バンドのうち、銀賞以上を受賞した団体の上位3分の1の団体には「特別賞」を贈賞する。

第21条 審査結果において、上位3団体を翌年度の「熊本県吹奏楽祭」へ参加費免除団体として推薦する。ただし、この3団体に「特別賞」受賞団体が含まれない場合は、「特別賞」を受賞した団体のうち、成績が最上位の団体を推薦団体に加える。

第22条 「熊本県吹奏楽祭」に推薦された団体が合同であった場合、「熊本県吹奏楽祭」に合同で出場するか否かは、各団体の判断に任せる。

第23条 審査結果において、成績が最も上位の団体に「最優秀賞」を授与し、副賞を贈る。

第24条 講評および審査結果は、各団体に公表する。

(その他)

第25条 その他、新人コンクール実施に係る諸事項については、理事長が判断する。

第26条 本規定は、理事会において審議し、変更することができる。

【附則】 本規定は、令和4年4月1日より施行する。